

議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第19号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第3 議案第20号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第4 議案第21号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第5 議案第22号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）
- 第6 議案第23号 字の区域及び名称の変更について（町長提出）
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

---

出席議員（10名）

1番	石井伸弘	2番	神谷巧
3番	村木俊文	4番	松野由文
5番	三浦元嗣	6番	杉本真由美
7番	安藤哲雄	8番	鈴木浩之
9番	安藤浩孝	10番	井野勝巳

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	教育長	名取康夫
総務危機管理課長	木野村英俊	政策財政課長	浅野浩一
税務課長	濱口晴美	住民保険課長	臼井誠
福祉子ども課長	北中龍一	健康推進課長	横田紀彦
都市環境課長	宮崎資啓	上下水道課長	木野村和明
教育課長	郷展子	会計室長	高崎健一
教育課一貫校推進室長	各務至		

---

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 小島伸也  
議会書記 石崎啓明

議会書記 高崎明美

---

○議長（鈴木浩之君） 改めまして、どなたもおはようございます。

定刻の少し前ですが、全員おそろいですので、ただいまから令和5年第2回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木浩之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、2番 神谷巧君及び3番 村木俊文君を指名します。

---

#### 日程第2 議案第19号

○議長（鈴木浩之君） 日程第2、議案第19号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第3 議案第20号

○議長（鈴木浩之君） 日程第3、議案第20号 北方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第4 議案第21号

○議長（鈴木浩之君） 日程第4、議案第21号 北方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第5 議案第22号

○議長（鈴木浩之君） 日程第5、議案第22号 令和5年度北方町一般会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

三浦議員。

○5番（三浦元嗣君） お尋ねいたします。

8ページの住民税非課税世帯等給付金事業費、この部分ですけれども、3点ほど伺います。

緊急支援給付金の住民税非課税世帯分というのは、これは税情報で行われると思っておりますけれども、家計急変世帯については申請によるというふうに伺っています。この制度があることをどのように知らせるのか、その方法をまず1点伺いたしたいと思います。

次に、2点目として、委託料としてシステム改修と事務支援が上げられていますが、住民税非課税世帯は税情報で分かるはずですし、家計急変世帯は申請が必要ですから、システム改修がなぜ必要なのかよく分かりません。どのような改修を行うかを説明をお願いしたいと思います。

3点目が、個人の税に関する情報を扱うことになるので、事務委託という方法について、個人情報情報を扱うことになるのではないかとと思うんですが、この事務委託の内容というのはどのようなものなのでしょうか。

以上3点お伺いします。

○議長（鈴木浩之君） 木野村総務危機管理課長。

○総務危機管理課長（木野村英俊君） 今回の質問についてお答えします。

まず1つ目ですが、家計急変世帯の情報の知らせ方ですが、こちらのほうは広報等を使ってお知らせしたいと考えております。

あと、システム改修をなぜするのかという話ですが、こちらのほうは、今年は令和5年度の税

情報を見てやるという形になりますので、昨年度とは違いますので、システム改修のほうをさせていただきます。

あと、事務委託の内容ですが、こちらのほうは人材派遣会社ですね、こちらのほうにお願いしまして、発送と受付のほうを考えております。

〔「個人情報」の声あり〕

○総務危機管理課長（木野村英俊君） こちらの個人情報については、当然守秘義務がありますので、これを守っていただきましてやりますので大丈夫です。以上です。

○議長（鈴木浩之君） ほかに質疑ありますか。

村木議員。

○3番（村木俊文君） それでは、私は11ページの消防費、今回、本巢消防署庁舎建設負担金（本署分）ということで1,200万円計上されております。この点について、ちょっとお尋ねいたしたいと思います。

平成30年4月、大規模災害に備え、また消防力のさらなる強化、施設の老朽化対策など、種々検討され、将来にわたり最善の方策として、長年、事務組合方式で本巢市と北方町とで共同運営されてきました消防業務それぞれが岐阜市消防に委託され、今日まで進めてこられました。

その間、消防力の効率化のための消防施設の適正配置や、併せて老朽化した施設改修事業を進めるため、新たに配置計画を定め、令和8年度の供用開始を目途に本巢市に本署を、北方町に分署を造ることが決定されました。

今回計上されました1,200万円については、本巢市に建設される本巢消防署の本署機能に係る実施設計費5,577万円のうち、32.5%相当に当たる経費であると伺っております。この経費の分賦割合は、消防業務をそれぞれ岐阜市に委託する前に、旧施設の財産分与並びに処分、経費に関して本巢市と北方町が協議され、今までの事務組合の運営経費の負担割合で財産分与し、処分経費を負担する旨の協定書を策定されてこられました。そのとき、将来の建設についての負担割合を明確にされないまま、今回の建設においても処分割合、いわゆる7・3ルールに基づいて費用負担を求められたものであると、私自身、理解するところであります。

既に事務組合はなく、それぞれが岐阜市に委託しております。いつまでこの7・3ルールが継続されるのか。今の世の中、何が起こるか分かりません。例えば特殊車両の故障、通信指令機器の故障、また新たな施設の増設など、その都度このルールを適用されてはかないません。

その点について十分協議され、供用開始後における明確なルールを定めていただきたいと思う次第であります。どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（鈴木浩之君） 臼井住民保険課長。

○住民保険課長（臼井 誠君） 先ほど村木議員から御指摘のありましたとおり、本巢消防事務組合解散時に本巢市と協定を交わしまして、その後、各消防署の庁舎等につきましては、その負担割合に応じて共有財産としましたので、その負担割合に応じて経費を負担しているところでございます。

ただし、先ほど議員からございましたとおり、令和8年度以降の再編後につきましては、まだ何も決まっておられませんので、改めて本巢市さんと協議を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木浩之君） 村木議員。

○3番（村木俊文君） ありがとうございます。

供用開始後の8年以降、十分その辺り協議をして進めていただきたいなと思います。

付け加えまして、今回の補正予算並びに令和6・7年度に負担予定がございます経費につきましては、今までの成り行きや、広域行政を推進する観点や、また私自身が度々お願いいたしました土地購入費に関する経費について、担当職員の方々の努力もありまして本巢市で負担いただけるとのことです。このことなどを踏まえ、この負担金についてはやむを得ないと思う次第でありますので、付け加えて申し添えます。ありがとうございました。

○議長（鈴木浩之君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号については、各常任委員会に関係しますので、委員会への付託を省略し、各常任委員会においてそれぞれの関係部分について協議事項として御協議をお願いし、最終日の本会議において協議についての委員長報告並びに質疑・討論・採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は各常任委員会において関係部分を協議することに決定しました。

---

## 日程第6 議案第23号

○議長（鈴木浩之君） 日程第6、議案第23号 字の区域及び名称の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） この字の変更ですけれども、以前に北方、番地が何千何百とあって、字名じゃなしに変えるときに議会にも報告があって、一応僕らが審議した記憶があるんですが、今回、この案件については何も議会は聞いておらんのですが、どういう経緯でこれを決められたの。

○議長（鈴木浩之君） 宮崎都市環境課長。

○都市環境課長（宮崎資啓君） 今回のこの高屋西部地区における字の区域及び名称の変更につきましては、組合のほうで検討されたというふうに伺っております。地元の自治会のほうにも意見を聞いて、諮って、町のほうにこういった決定ができましたという話を聞いております。

過去に加茂の土地区画整理のときなんかは、区画整理のエリアのほかに、その近隣の区域についても併せて名称を変更されるというようなこともあったので、そちらについていろいろ議会と

のお話もあったのかなというふうに確認しております。

○議長（鈴木浩之君） そのほか質疑ありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（鈴木浩之君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木浩之君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（鈴木浩之君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

第3日は、9日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会 午前9時42分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

令和5年6月8日

議 長 鈴木 浩 之

署 名 議 員 神 谷 巧

署 名 議 員 村 木 俊 文